

農村支配の仕組み

縁関係による家の序列もあった。

村は、農業を安定させ、百姓の永続を
はかるための共同体であった。村民は肥
料や燃料を採取する野山や灌漑用水の共
同利用とその管理をおこない、さらには
治安や防災などに共同して当たった。そ
の費用は村入用と呼ばれ、村民が所持す
る石高に応じて負担した。また、田植え
と収穫、屋根葺など一時に多量の労力が
必要な時は、親類や近隣によるゆい・も

5

10

やいと呼ばれる共同労働がおこなわれた。

村の運営には村民の**よりあい**寄合が開かれ、そこで**そんぽう**村法(村掟)などを定め、違反すると**むらはちぶ**村八分のような制裁が加えられた。隣村との紛争などを、武力を使って自力で解決することは禁止されたが、村は自治的に運営されていた。

幕府や藩は、村の自治に任せつつ名主(庄屋・肝煎)・組頭・百姓代の村方三役からなる村役人をおき、さらに村民を五人組に編成して支配した。年貢・諸役は、領主が村に割りあてると、村役人を中心にして村の責任でまとめて納入した。これを村請制という。百姓は、村請制による支配の単位であると同時に、生活と生産の共同体である村に住み、自治的に村を運営した。こうして、村と百姓の家は永続するようになった。

15

百姓は、年貢・諸役と総称される百姓役を負担した。年貢は、田畠・家屋敷地に賦課される本年貢(本途物成)が中心で、年貢の率は毎年収穫を調査して決める検見法と、一定年限のあいだ率を固定する定免法とがあった。収穫高の40~50%が米や貨幣でおさめられ、「四公六民」などと呼ばれた。また、山林原野・河海の用益や産物に賦課する小物成、村高などに応じて負担する高掛物もあった。

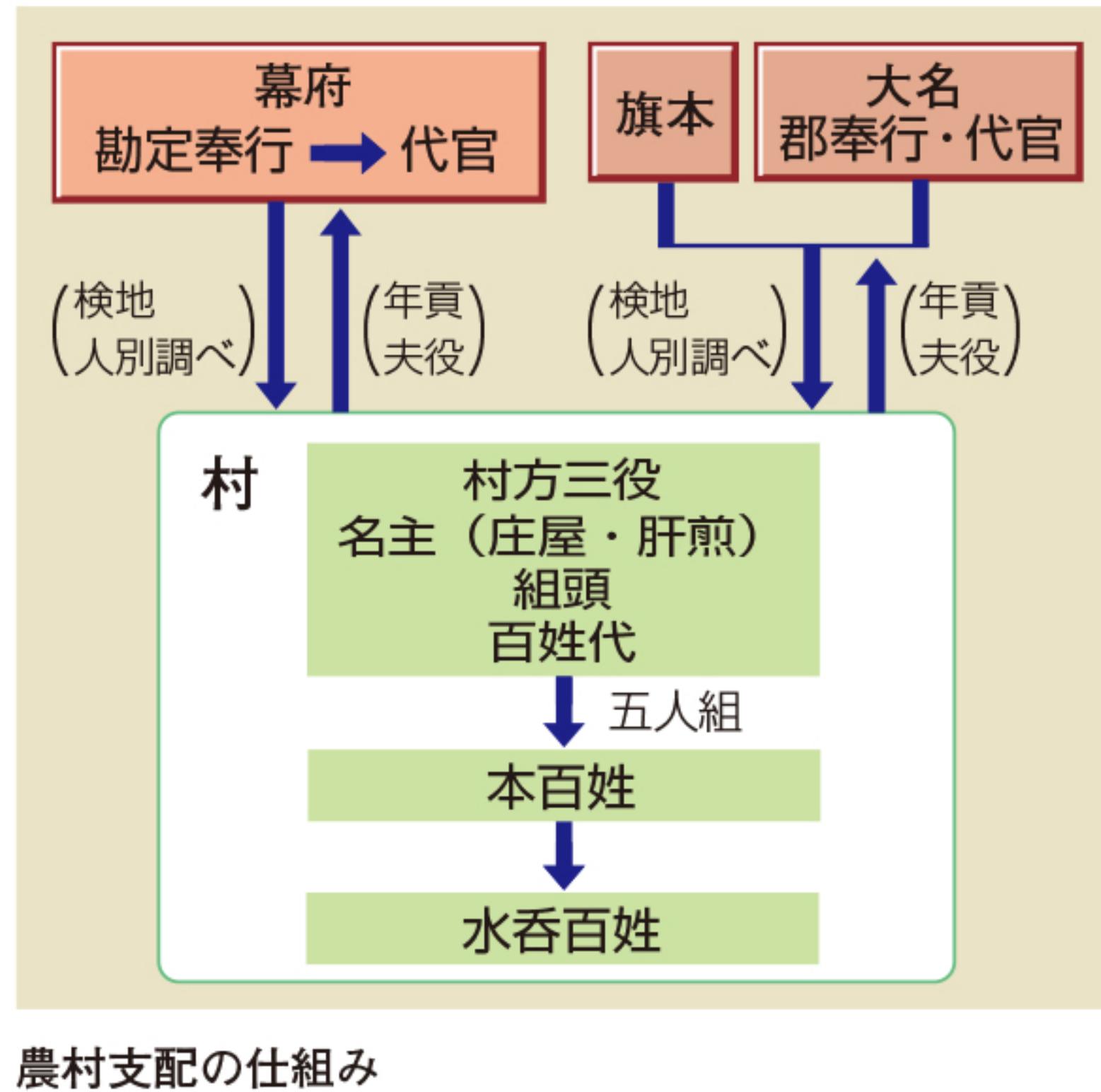
25

諸役には、合戦の際の陣夫役(軍事物資の輸送)や街道宿駅への助郷役があり、一国単位で賦課される國役などに労働を提供する夫役もあったが、それは築城や大河川の治水工事、朝鮮通信使や琉球使節の往来の際に課された。のちにこれらの多くは貨幣でおさめられるようになった。

30

町と町人の社会

兵農分離や商工業の発展とともに、城下町・宿場町・港町・門前町・鉱山町など、さまざまな性格をもつ多数の都市が生



農村支配の仕組み

縁関係による家の序列もあった。

村は、農業を安定させ、百姓の永続をはかるための共同体であった。村民は肥料や燃料を採取する野山や灌溉用水の共同利用とその管理をおこない、さらには治安や防災などに共同して当たった。その費用は村入用と呼ばれ、村民が所持する石高に応じて負担した。また、田植えと収穫、屋根葺など一時に多量の労力が必要な時は、親類や近隣によるゆい・も

5

10

やいと呼ばれる共同労働がおこなわれた。

村の運営には村民の寄合が開かれ、そこで村法(村綱)などを定め、違反すると村八分のような制裁が加えられた。隣村との紛争などを、武力を使って自力で解決することは禁止されたが、村は自治的に運営されていた。

幕府や藩は、村の自治に任せつつ名主(庄屋・肝煎)・組頭・百姓代の村方三役からなる村役人をおき、さらに村民を五人組に編成して支配した。年貢・諸役は、領主が村に割りあてるに、村役人を中心にして村の責任でまとめて納入した。これを村請制という。百姓は、村請制による支配の単位であると同時に、生活と生産の共同体である村に住み、自治的に村を運営した。こうして、村と百姓の家は永続するようになった。

15

20

百姓は、年貢・諸役と総称される百姓役を負担した。年貢は、田畠・家屋敷地に賦課される本年貢(本途物成)が中心で、年貢の率は毎年収穫を調査して決める検見法と、一定年限のあいだ率を固定する定免法とがあった。収穫高の40~50%が米や貨幣でおさめられ、「四公六民」などと呼ばれた。また、山林原野・河海の用益や産物に賦課する小物成、村高などに応じて負担する高掛物もあった。

25

諸役には、合戦の際の陣夫役(軍事物資の輸送)や街道宿駅への助郷役があり、一国单位で賦課される國役などに労働を提供する夫役もあったが、それは築城や大河川の治水工事、朝鮮通信使や琉球使節の往来の際に課された。のちにこれらの多くは貨幣でおさめられるようになった。

町と町人の社会

兵農分離や商工業の発展とともに、城下町・宿場町・港町・門前町・鉱山町など、さまざまな性格をもつ多数の都市が生

30